

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査を実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」といいます。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計行為等によって当該普通地方公共団体の被った損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

この趣旨は、普通地方公共団体の職員等による違法又は不当な財務会計行為等は、住民全体の利益を害するものであるため、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を監査委員に請求する権能を与え、地方財務行政の適正な運営を確保することです。

本件請求において請求人は、次のように主張しています。

町内会ほか1者が実施した夏祭りは、横浜市公園条例（昭和33年3月31日条例第11号。以下「条例」といいます。）第5条第1項第10号に規定する禁止行為の「他人に迷惑となるような行為をすること。」に該当し、また、条例第6条第1項第1号に規定する許可を要する行為である「物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。」に該当するにもかかわらず、許可を得ずに行ったこと等、条例第26条に規定する過料処分の対象となる行為であるとしています。そして、以上を根拠に横浜市長に町内会ほか1者に対し、過料処分を行うことを求めています。また、公園の管理にあっていた戸塚土木事務所の職員2人に対し、過料処分の金額を連帯して支払うことを求めています。

住民監査請求の制度趣旨に照らすと、「怠る事実」に係る公金の賦課又は徴収とは、その性質上、普通地方公共団体の財政の維持及び充実に目的とする財務会計上の行為に限定され、これ以外の行為については、これが結果的に普通地方公共団体の財政に影響を及ぼすものであっても、法第242条第1項所定の怠る事実に係るものとはいえないものと考えます（平成2年11月16日徳島地裁判決同旨）。

これを本件についてみると、条例第26条に規定する過料は、行政上の秩序を維持することを目的とする行政罰であると考えられ、普通地方公共団体の財政の維持及び充実に目的とする財務会計上の行為にあたらぬと解されます。

したがって、町内会ほか1者に対して本件過料を科さないことが、法第242条第1項所定の公金の賦課又は徴収を怠る事実には該当するとはいえないため、住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。また、戸塚土木事務所の職員2人に対する請求も、住民監査請求の対象となりえないものを前提としたものとして、同項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。